

一般社団法人 紫波町農林公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は一般社団法人 紫波町農林公社（以下「公社」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この公社は、主たる事務所を岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1に置く。

(目的)

第3条 紫波町の農業と林業の振興・発展のため、人材の育成、経営・生産技術の指導助言、販路の開拓や農林業振興に関する調査研究に努め、農林業従事者の経営の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農林業窓口のワンフロア化に関する事業
- (2) 担い手の育成に関する事業
- (3) 水田活用の支援に関する事業
- (4) 森林施業（造林・保育及び木材生産）に関する事業
- (5) 資源の循環活用による地域のブランド化に関する事業
- (6) 担い手への農地利用集積化に関する事業
- (7) 前各号の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 この公社の公告は、電子公告による方法により行う。

2 電子公告を行うホームページアドレスは、次のとおりとする。

<http://www.shiwa-norinkousya.org/>

(機関の設置)

第6条 この公社は、社員総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 この公社の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

- (1) 正会員 この公社の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この公社に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 入会金及び会費は、徴求しないものとする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、社員総会の特別議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があったとき
- (2) 当該会員が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この公社に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 この公社の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の報酬の額又はその規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 20 条 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第 21 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの公社に提出しなければならない。

(議決、報告の省略)

第 22 条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第 24 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社

員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第25条 この公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、1名を業務執行理事とし、副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、この公社又はその子公社の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密着な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 代表理事は、この公社を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 棟欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 32 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの公社の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの公社との取引
 - (3) この公社がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの公社とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取り扱いについては、第 40 条に定める理事会規則によるものとする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この公社の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事、副代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この公社の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第 3 項第 2 号又は一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第41条 この公社は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が議決を得て、代表理事が別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第45条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とす

る。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
- 3 この公社が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く）しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュフロー計算書
- 2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

- 第49条 この公社が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 この公社が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(剩余金)

第 50 条 この公社は、剩余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 51 条 この公社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 この公社が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 53 条 この公社は、社員総会において、議決に加わることのできる社員の議決権の 3 分の 2 の議決により、他の一般法人法上の公社との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 54 条 この公社は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 55 条 この公社が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 56 条 この公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この公社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この公社は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この公社の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第60条 この公社は、この公社に財産の贈与若しくは遺贈する者、この公社の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第61条 この公社の設立初年度の事業年度は、この公社の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第62条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりである。

設立時社員 1 住所 岩手県紫波郡紫波町東長岡字細工田32番地
 氏名 藤原 孝

設立時社員 2 住所 岩手県紫波郡紫波町片寄字堀米31番地
 氏名 高橋 公一

設立時社員 3 住所 岩手県紫波郡紫波町山屋字山口125番地
 氏名 菅原 和博

設立時社員 4 住所 岩手県紫波郡紫波町升沢字田屋49番地
 氏名 西田 守

(設立時役員等)

第 63 条 この公社の設立時役員（代表理事、理事及び監事）は、次のとおりである。

設立時代表理事 高 橋 公 一
設立時理事 藤 原 孝
設立時理事 菅 原 和 博
設立時監事 西 田 守

(法令の準拠)

第 64 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人紫波町農林公社設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 3 月 18 日

設立時社員 氏名 藤 原 孝 印

設立時社員 氏名 高 橋 公 一 印

設立時社員 氏名 菅 原 和 博 印

設立時社員 氏名 西 田 守 印

附則

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この定款は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。